

「気候保護法(仮称)」の制定を求める意見書

世界中で地球温暖化の影響がますます大きくなり、人びとの生活基盤や命さえ奪いかねない事態が進行しています。世界の科学者たちは、気候変動をもたらす気温の上昇が産業革命前のレベルから2℃を超えると、地球規模の回復不可能な環境破壊によって社会の生態系が壊滅的な影響を受けることから、地球温暖化は人類にとって待ったなしの課題だと警告しています。

先進国日本は、CO₂（二酸化炭素）など温室効果ガス削減で、「世界をリードする」とりくみが求められています。日本には温室効果ガスを減らす技術があります。市民一人ひとりの心がけと行動もひろがっています。地方自治体も積極的に動き始めています。

ところが昨年11月に発表された環境省の速報によると、2007年度の温室効果ガス排出量は1990年比で8.7%も増えています。京都議定書で世界に6%削減を約束している日本でCO₂が増え続けているのは、温室効果ガスを減らすルール・仕組みがないからです。CO₂排出の大半を占める産業界を含めて排出削減目標を達成できるルールを政府が責任を持ってつくることが求められています。

以上の趣旨から、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

1. 京都議定書の6%削減目標を守り、これから中長期にわたって温室効果ガスを2020年には1990年比30%、2050年には80%の排出削減目標を掲げること
2. 炭素税や、キャップ【上限】&トレード（取引）型の排出量取引などの導入で、CO₂（二酸化炭素）を減らした人や企業が報われ、CO₂をたくさん出す人や企業には相応の負担を求める経済社会のこと
3. 固定価格買取制度などの導入で、再生可能な自然エネルギーを大幅にふやすしくみをつくること

平成21年6月17日

石岡市議会議長